

京都府立図書館電子書籍利用業務 企画提案仕様書

1 業務の概要

1.1 業務名

京都府立図書館電子書籍利用業務

1.2 業務の目的

京都府立図書館（以下「当館」という。）は、京都府立図書館サービス計画（令和3年度～令和7年度）の「京都府立図書館基本方針」に基づき、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民の調査研究や知的活動の拠点となることを目指すとともに、「京都府立図書館資料収集方針（平成28年12月改正）」（以下「収集方針」という。）において、府民の調査研究の拠点及び生涯学習を支援する図書館としてふさわしい資料を収集することを掲げている。また、小中高等学校及び特別支援学校への支援に役立つ資料の積極的な提供に努めている。

電子書籍を導入することにより、少子高齢化や人口減少の進行、ICTによる生活環境の変化、学校におけるICT教育の導入・推進、新型コロナウイルス感染症の感染予防など、図書館を取り巻く社会環境に対応し、当館サービスの更なる向上を図ることを目的とする。

1.3 業務の内容

当館の希望する電子書籍のコンテンツの企画提案を求める。なお、企画提案には、当該電子書籍を、当館の利用者がパソコンやスマートフォン等の機器を使用して、当該電子書籍のコンテンツを閲覧できる環境及びその環境の保守運用を含むものとする。

1.4 契約期間

契約日から令和4年3月31日まで

ただし、この事業の電子書籍利用サービスは、当館が利用を停止するとした日まで提供を継続することを原則とする。

1.5 条件等

- (1) 電子書籍を閲覧する環境は提案者で用意すること。当該閲覧環境へは、当館ホームページに設定したリンクから遷移することを想定している。
- (2) 電子書籍を閲覧する環境の初期導入、導入後の運用及び保守についても業務に含むこと。

1.6 予定額の上限設定等

28,500千円（消費税及び地方消費税を含むものとし、税率は10%とする。）

※ 予定額の上限を超えた場合は失格となる。

2 提案内容

2.1 業務の実施方針及び手法

京都府立図書館資料収集方針を踏まえ、当館が府民の調査研究支援を中心とした図書館であることを十分理解した上で、1の業務の概要や、以下の記載に留意して企画提案を行うこと。

2.2 電子書籍のコンテンツについて

- (1) コンテンツは、公共図書館の利用が許諾された商用コンテンツであること。
- (2) コンテンツのライセンスは買切型とすること。
- (3) コンテンツの同時アクセス数は、料金の変動がない範囲で1以上とすること。
- (4) コンテンツの分野とその割合については以下の条件を基本とし、当館のサービス目的を考慮の上、優先順位をつけて提案すること。()に記載の割合(%)は、提案金額に対する比率であり、かつ概数である。なお、提案者の特色についてアピールポイントを示すこと。
 - (a) 調査研究に資する資料(40%)：収集方針「基本的な考え」(1) 参照
例示：辞書、辞典、学術書、ビジネス支援に使用できる資料等
 - (b) 生涯学習に資する資料(20%)：収集方針「基本的な考え」(1) 参照
例示：キャリアアップ・スキルアップに資する資料
 - (c) 学校図書館振興のための資料(25%)：収集方針「基本的な考え」(2) 参照
例示：探求型学習(調べ学習)に役立つ資料等
 - (d) 京都に関する資料(10%)：収集方針「基本的な考え」(3) 参照
例示：京都に関係の深い人物、団体等又は京都を主題とする資料
 - (e) 多言語・多文化理解に役立つ資料(5%)：収集方針「資料収集基準」2 参照
- (5) (4)のコンテンツの選定には、次の項目に注意すること。
 - (a) コンテンツは日本語以外も可とする。
 - (b) コンテンツ数の上限は定めないが、概ね3000冊を目安とすること。
 - (c) 今後も発行が予定される継続資料(ひとつのタイトルの元に定期的に発行される資料)、まんが、ゲーム攻略本等は対象としない。
- (6) 初期導入費用や継続的な利用料は、発生しないこと。

2.3 利用方式・利用画面について

- (1) 利用方式については、当館の図書館システム(京セラコミュニケーション株式会社のELCIEL0)の認証を経たのち、リファラ認証により、提案者の電子書籍の閲覧環境に接続する方式の提案を基本とする。
- (2) 電子書籍のコンテンツについては、提案者のサーバ等で管理運営することとし、当館がサーバ等の機器類やシステムを持つ必要がないものであること。
- (3) 利用者の負担軽減の観点から、認証の回数や煩雑さについては、少ないことが望ましい。
- (4) 利用者の個人情報の扱いについて、十分配慮されていること。
- (5) 電子書籍の利用画面は、利用者が保有する機器(パソコン、タブレット端末及びスマートフォン等)により閲覧できること。
- (6) 利用者がビューワー等のアプリケーションをインストールすることなく電子書籍が利用できること。
- (7) 文字の拡大機能、テキストの読み上げ機能、検索機能、ブックマーク機能等、利用者の調査研究に資すると思われる機能について、積極的に提案すること。

2.4 全体スケジュール・実施体制について

- (1) サービスを開始するまでの全体スケジュールを明示すること。
- (2) 電子書籍サービスに不具合等が生じた場合は、対応できる体制を備えること。なお、サポートは日本語で対応すること。
- (3) 日本語マニュアルを備えていること。
- (4) パソコン、タブレット端末及びスマートフォン等の端末の OS のアップデートに対応し、利用に支障をきたさないようにすること。

2.5 提案項目

- (1) 電子書籍のコンテンツ内容・アピールポイント
- (2) 電子書籍の利用方式・利用画面
- (3) 全体スケジュール・実施体制

3 企画提案の提出書類

募集要領に定める書類

4 その他

- 4.1 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じたときは、当館と提案者が協議してこれを定める。
- 4.2 提案内容は、提案者が実施可能なものであることを前提とするが、提案内容のすべてを採用して契約締結するとは限らないものとする。